

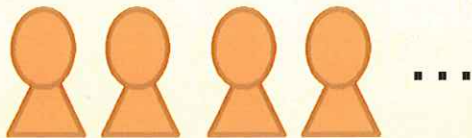
(1) 特定秘密に係る行政運用の監視(イメージ)

両院合同の方向

情報委員会(仮称)

国会が定める保護措置A

- (例)・委員の特別な選任方法
- ・会議は非公開(秘密会)
- ・事務局職員の適性評価
- ・物理的に保護された施設 等



- ・各会派の議席数に応じて委員数を割当て
- ・議院の過半数の議決により選任

活動内容

- ・常設の組織であり、特定秘密の指定・解除等について**常時監視**
- ・委員会等による国政調査への政府の拒否対応の**審査**
- ・会議は非公開(秘密会)
- ・秘密会以外で漏えいした議員は、懲罰
- ・スタッフの調査
- ・議員の嗅覚
- ・メディア・内部通報 Etc.

監視

②' 拒否
(例外)

② 提出
(原則)

① 特定秘密
の提出要求

恒常的な監視

報告

例外的に提出を拒否
できる事由としてどの
ようなものが考えられ
るか？

特定秘密

政府

各行政機関

(2) 委員会等による国政調査への
政府の拒否対応の審査(イメージ)

両院合同の方向

情報委員会(仮称)

国会が定める保護措置A



- ・各会派の議席数に応じて委員数を割当て
- ・議院の過半数の議決により選任

活動内容

- ・提出(拒否)の適否
- ・提出の方法・範囲
etc

- ・常設の組織であり、特定秘密の指定・解除等について**常時監視**
- ・委員会等による国政調査への政府の拒否対応の**審査**
- ・会議は非公開(秘密会)
- ・秘密会以外で漏えいした議員は、懲罰

⑥審査

③要請

常任・特別委員会

国会が定める
保護措置B

外務委

安保委

- (例)
- ・会議は非公開(秘密会)
 - ・特定秘密に接する者の範囲制限
 - ・物理的に保護された施設等

④特定秘密
の提出要求

⑤'拒否
(例外)

⑤提出
(原則)

⑦常任・特別
委員会への
提出要求

提出を拒否できる
特定秘密の範囲
をどう考えるか?

②'拒否

②提出

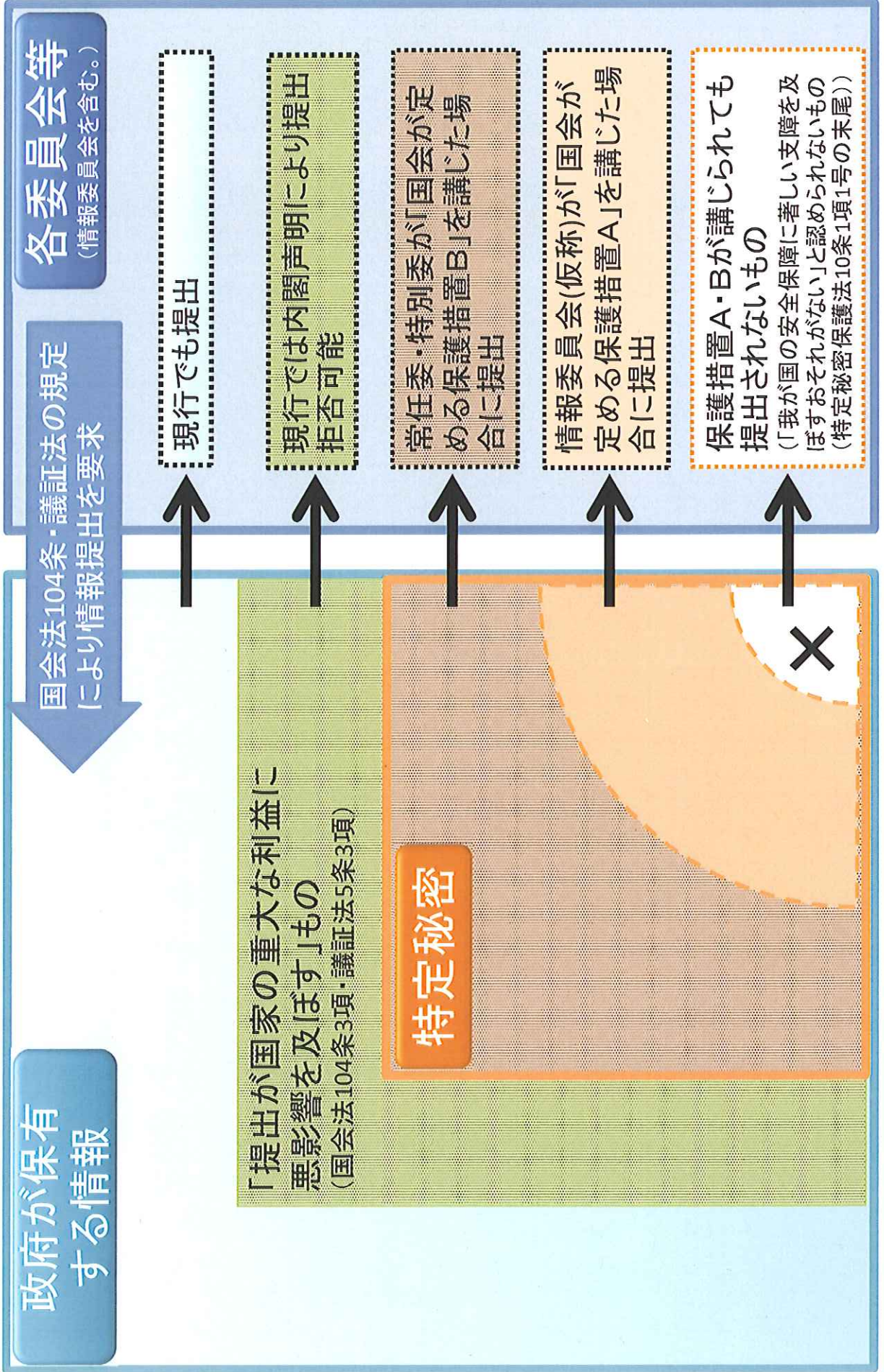
①国政調査

特定秘密

政府
各行政機関

⑧要求に
従った
提出

各委員会等の情報提出要求に対する政府の情報提出について(イメージ)



合 意 事 項

自由民主党、公明党、日本維新の会及びみんなの党は、特定秘密保護法案に関する実務者による協議の結果、下記の項目の合意に至ったことを確認する。

記

1. 附則 9 条に基づき設置する『独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関』とは、18 条 4 項に基づく『行政各部に対する内閣総理大臣の指揮監督』とは全く異なるものである。附則 9 条の立法趣旨は、18 条 4 項とは別途、特定秘密の指定及びその解除等の適正を確保するため、独立性の高い第三者機関を設置すべきということにある。
2. 従って、総理答弁で表明された内閣官房『保全監視委員会』の設置は、あくまでも 18 条 4 項に基づくものであって、附則 9 条に基づき設置する『独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関』とは異なるものである。
3. 本法案成立後、施行までに、附則 9 条の『独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関』として、内閣府に情報保全監察に関する機関を政令（または立法措置が必要な場合には立法）により設置する。
4. 上記機関の所掌事務としては、内閣府設置法 3 条、4 条 3 項及び本法案附則 9 条に基づき、以下に掲げるものを規定する。
 - ①各行政機関による個別の特定秘密の指定及び解除の適否を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。
 - ②各行政機関による個別の特定秘密の有効期間の設定及び延長の適否を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。
 - ③特定秘密の指定等の状況を含む、各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の管理を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。
 - ④特定秘密の指定等の状況を踏まえつつ、各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の廃棄の可否を判断すること。

⑤特定秘密の有効期間の延長等の状況を含む、各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の保存期間の設定を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。

⑥特定秘密の指定解除後の国立公文書館等への移管を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。さらに、上記機関よりも高度の独立性を備えた機関への移行についても、内閣府設置法(49条～64条)等の改正の検討を進める。

5. 政府から特定秘密の提供を受ける場合における国会での特定秘密の保護に関する方策についての附則10条の規定に基づく検討に当たっては、特定秘密を取り扱う関係行政機関の在り方及び特定秘密の運用の状況等について審議し及びこれを監視する委員会その他の組織を国会に置くこと、国会において特定秘密の提供を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置全般について早急に検討を加え、本法施行までに結論を得るものとする。

以上

自由民主党

中谷元

公明党

大口善徳

日本維新の会

藤井啓男

みんなの党

高田光成

特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）（抄）

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）

第十条 第四条第五項、第六条から前条まで及び第十八条第四項後段に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、特定秘密を提供するものとする。

一 特定秘密の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該特定秘密を利用する場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。）であつて、当該特定秘密を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該特定秘密が利用されないようにすることその他の当該特定秘密を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあつては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあつては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ 各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの

ロ （略）

一〜四 （略）

2・3 （略）

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

第二十条 議長は、委員会に出席し発言することができる。